

お従前の例による。

(たばこ税の税率の特例に関する経過措置)

第一百三十一条 施行日前に課した、又は課すべきであつたたばこ税については、なお従前の例による。

(特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減に関する経過措置)

第一百三十二条 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の三第一項及び第五項の規定の適用については、同条第一項中「前条」とあるのは「前条及び租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第四十三条第三項」と、同条第五項中「前条第三号」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第四十三条第三項第三号」とする。

(特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付に関する経過措置)

第一百三十三条 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の四第一項の規定の適用については、同項中「第九十条の三の二第一号」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第四十三条第三項第一号」とする。

(特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付に関する経過措置)

第一百三十四条 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の六第一項の規定の適用については、同項中「第九十条の三の二第一号」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第四十三条第三項第一号」とする。

(利子税の割合の特例に関する経過措置)

第一百三十五条 附則第一条第十二号に定める日から平成二十八年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十三条第一項第二号の規定の適

用については、同号中「第一百四十四条の八」とあり、及び「第一百四十四条の七」とあるのは「第一百四十五条第一項」とする。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第一百三十六条 第十一条の規定による改正後の税理士法（以下この条において「新税理士法」という。）第三条第三項の規定は、平成二十九年四月一日以後に公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三条に規定する公認会計士試験に合格した者について適用し、同日前に同条に規定する公認会計士試験に合格した者については、なお従前の例による。

2 新税理士法第四条第九号の規定は、施行日以後に同号に規定する退職手当支給制限等处分又は当該退職手当支給制限等处分に相当する处分を受けた者について適用する。

3 新税理士法第二十四条（第六号口に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる税理士法第二十一条第一項の規定による登録の申請について適用する。

4 新税理士法第三十四条第二項の規定は、平成二十六年七月一日以後にされる同項に規定する申告書を提出した者への通知について適用する。

5 新税理士法第四十五条の規定は、税理士の平成二十七年四月一日以後にした同条第一項の税務代理、税務書類の作成若しくは新税理士法第三十六条の規定に違反する行為又は新税理士法第四十五条第二項の行為について適用し、税理士の同日前にした第十一条の規定による改正前の税理士法（以下この条において「旧税理士法」という。）第四十五条第一項の税務代理、税務書類の作成若しくは旧税理士法第三十六条の規定に違反する行為又は旧税理士法第四十五条第二項の行為については、なお従前の例による。

6 新税理士法第四十六条の規定は、税理士の平成二十七年四月一日以後にした同条の虚偽の記載又は新税理士法若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反する行為について適用し、税理士の同日前にした旧税理士法第四十六条の虚偽の記載又は旧税理士法若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反する行為については、なお従前の例による。

7 新税理士法第四十八条の二十第一項の規定は、税理士法人の平成二十七年四月一日以後にした新税理士法若しくは新税理士法に基づく命令に違反する行為又は著しく不当な運営について適用し、税理士法人の同日前にした旧税理士法若しくは旧税理士法に基づく命令に違反する行為又は著しく

不当な運営については、なお従前の例による。

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百三十七条 第十二条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（次項において「新国外送金等調書法」という。）第四条第四項の規定は、施行日以後に提供する同条第一項に規定する国外送金等調書の同条第二項に規定する記載事項について適用する。

2 新国外送金等調書法第四条の二及び第四条の三の規定は、平成二十七年一月一日以後に新国外送金等調書法第四条の二第一項に規定する金融商品取引業者等の営業所等の長に依頼する同項に規定する国外証券移管等について適用する。

(雑損控除の特例に関する経過措置)

第一百三十八条 新震災特例法第四条第三項の規定は、平成二十六年一月一日以後にする同項に規定する震災関連原状回復支出について適用する。

(純損失の繰越控除の特例に関する経過措置)

第一百三十九条 新震災特例法第七条第七項の規定は、平成二十六年一月一日以後にする同項に規定する震災関連原状回復費用の支出について適用する。
(被災した個人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例に関する経過措置)

第一百四十一条 新震災特例法第十二条の二の規定は、施行日以後に同条に規定する債務処理に関する計画に基づき債務の免除を受ける場合について適用する。

(特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第一百四十二条 新震災特例法第十二条の規定は、個人が施行日以後に行われる現物分配により同条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の移転を受ける場合における当該各号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用し、個人

が施行日前に行われた現物分配により旧震災特例法第十二条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の移転を受けた場合における当該各号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

(被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例に関する経過措置)

第一百四十二条 新震災特例法第十二条の三の規定は、施行日以後に同条に規定する債務処理に関する計画に基づき同条に規定する内国法人に資産を贈与する場合について適用する。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置)

第一百四十三条 新震災特例法第十三条の二第一項の規定は、居住者が施行日以後に同項に規定する住宅の新築取得等をする場合について適用し、居住者が施行日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する住宅の新築取得等をした場合については、なお従前の例による。

(中間申告書の提出を要しない場合に関する経過措置)

第一百四十四条 附則第一条第十二号に定める日から平成二十八年三月三十一日までの間における新震災特例法第十六条の二の規定の適用については、同条中「若しくは第一百四十四条の三第一項本文若しくは第二項本文」とあるのは、「(同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。)」とする。

(震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例に関する経過措置)

第一百四十五条 新震災特例法第十六条の三の規定は、法人が平成二十六年一月一日以後にする同条第一項に規定する震災関連原状回復費用の支出について適用する。

(復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措置)

第一百四十六条 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における新震災特例法第十七条の二から第十七条の二の二までの規定の適用については

、新震災特例法第十七条の二第六項中「又は第百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる」とあるのは「に掲げる」と、同条第十二項中「及び第三編第二章」とあるのは「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」と、「と、同法第一百四十四条中「と、」とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額（震災特例法第十七条の二第二項又は第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、「同法第一百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の二第二項又は第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、「同法第一百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とおいて同じ。」）」と、「同法第一百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、「同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」と、「同法第一百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、「同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「とする」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」と、「同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「とする」と、「同条第十三項並びに新震災特例法第十七条の二第二項及び第十七条の二の三第十項中「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と、「同法」とあるのは「同法」とする。

2 | 国家戦略特別区域法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が施行日後である場合には、施行日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間ににおける新震災特例法第十七条の二第二十三条、第十七条の二の二第十項及び第十七条の二の三第十項の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の九から」とあるのは「第四十二条の九、第四十二条の十一から」と、「第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項」とあるのは「第四十二条の九第一項」とする。

(別控除等に関する経過措置)

第一百四十七条 国家戦略特別区域法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が施行日後である場合には、施行日から同号に掲げる規定の施行の日前日までの間における新震災特例法第十七条の三第六項、第十七条の三の二第五項及び第十七条の三の三第五項の規定の適用については、これらの規定中「から第四十二条の十一まで」とあるのは、「第四十二条の十一」と、「第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項」とあるのは「第四十二条の九第一項」とする。

(再投資等準備金に関する経過措置)

第一百四十八条 新震災特例法第十八条の三の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置)

第一百四十九条 新震災特例法第十九条及び第二十条の規定は、法人が施行日以後に行われる現物分配により移転を受ける新震災特例法第十九条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産について適用し、法人が施行日前に行われた現物分配により移転を受けた旧震災特例法第十九条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

(連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措置)

第一百五十条 施行日から附則第一条第十二号に定める日の前日までの間ににおける新震災特例法第二十五条の二第十三項の規定の適用については、同項中「第二編第一章の二及び地方法人税法」とあるのは「第二編第一章の二」と、「ついては、法人税法」とあるのは「ついては、同法」と、「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第二十五条の二第二項及び第三項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法」とあるの

は「（法人税法）とする」とあるのは「とする」とする。

2 | 国家戦略特別区域法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が施行日後である場合には、施行日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間ににおける新震災特例法第二十五条の二第十四項、第二十五条の二の二第十項及び第二十五条の二の三第十項の規定の適用については、これらの規定中「及び第六十八条の十三から」とあるのは「、第六十八条の十三及び第六十八条の十五から」と、「第六十八条の十三第一項、第六十八条の十四第二項」とあるのは「第六十八条の十三第一項」とする。

（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除等に関する経過措置）

第一百五十二条 新震災特例法第二十六条の三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の再投資等準備金に関する経過措置）

第一百五十三条 新震災特例法第二十七条及び第二十八条の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行われる現物分配により移転を受ける新震災特例法第二十七条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行われた現物分配により移転を受けた旧震災特例法第二十七条第一項の表の各号の

（連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第一百五十三条 新震災特例法第二十七条及び第二十八条の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行われる現物分配により移転を受ける新震災特例法第二十七条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行われた現物分配により移転を受けた旧震災特例法第二十七条第一項の表の各号の

下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関する経過措置)

第一百四条 新震災特例法第三十八条の二第一項の規定は、同条第二項第一号ニ(2)に該当する者が平成二十六年一月一日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、旧震災特例法第三十八条の二第二項第一号ニ(2)に該当する者が同日前に贈与により取得をした同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

2 (東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第一百五十五条 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における第十四条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するためには必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「新特別措置法」という。）第三十三条第一項及び第二項の規定の適用について

では、同条第一項の表租税特別措置法の項中

所	所	所	所
一項 第四十条の三の四 第 所	十六項 第四十条の三の三 第 所	第四十条の三の三 第 所	第四十条第二十項 所

得税	得税の額以外	び当該所得税の額	得税の額()	得税に係る延滞税	得税	得税の
所得税及び復興特別所得税	外 所得税の額及び復興特別所得税の額以 得税の額	並びに当該所得税の額及び復興特別所 得税の額	所得税の額及び復興特別所得税の額()	所得税及び復興特別所得税に係る延滞 税	所得税及び復興特別所得税	所得税及び復興特別所得税の

第四十条の三の四第 五項第三号及び第四 号、第六項並びに第 七項	所	及
---	---	---

とあるのは

第四十条第二十項	所得税の	所得税及び復興特別所得
----------	------	-------------

税の」と、同条第二項中「外国法人の区分（同条第一号に掲げる外國法人にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得の区分）」とあるのは「外国法人の区分」と、「国内源泉所得（同条第一号に定める国内源泉所得にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得）」とあるのは「国内源泉所得」と、「掲げる所得と」とあるのは「掲げる所得（所得税法第二百六十二条第五号に掲げる配当等で政令で定めるものを除く。）」と、「同法の」とあるのは「法人税法の」とする。

2 新特別措置法第四十五条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。

3 新特別措置法第四十七条第二項の規定は、法人の施行日以後に終了する課税事業年度に係る復興特別法人税について適用する。

(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正)

第一百五十六条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を次のように改正する。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 租税特別措置 所得税、法人税、地方法人税、相続税、贈与税、地価税、登録免許税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税、石油石炭税、航空機燃料税、自動車重量税、印紙税その他の内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付する措置又はこれらの税に係る納稅義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徵収につき設けられた所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（

(定義)
第二条 同上

一 租税特別措置 所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、登録免許税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税、石油石炭税、航空機燃料税、自動車重量税、印紙税その他の内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付する措置又はこれらの税に係る納稅義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徵収につき設けられた所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（

、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、地方法人税法（平成二十六年法律第一号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、地価税法（平成三年法律第六十九号）、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）、消費税法（昭和六十三年法律第八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）、地方揮発油税法（昭和三十年法律第一百四号）、石油石炭税法（昭和五十三年法律第一百四号）、自動車重量税法（昭和四十七年法律第七号）、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）及び国税徵收法（昭和三十四年法律第一百四十七号）の特例で、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定（税務署長に提出する書類の提出期限の特例を定める規定、税負担を不当に減少させる行為の防止に関する規定その他の政令で定める規定を除く。）により規定されたものをいう。

二・三 省略

四 法人税申告書 法人税法第七十四条第一項、第八十一条の二十二第一項、第八十九条（同法第一百四十五条の五において準用する場合を含む。）並びに第一百四十四条の六第一項及び第二項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）をいう。

五・九 省略 2・3 省略

（地方自治法の一部改正）

第一百五十七条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 同 上

二・三 同 上

四 法人税申告書 法人税法第七十四条第一項（同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第八十一条の二十二第一項及び第八十九条（同法第一百四十五条の五において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）をいう。

五・九 同 上 2・3 同 上

昭和四十年法律第三十四号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、地価税法（平成三年法律第六十九号）、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）、消費税法（昭和六十三年法律第八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）、揮発油税法（昭和三十二年法律第七号）、自動車重量税法（昭和三十二年法律第一百四号）、石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）、航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）及び国税徵收法（昭和三十四年法律第一百四十七号）の特例で、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定（税務署長に提出する書類の提出期限の特例を定める規定、税負担を不当に減少させる行為の防止に関する規定その他の政令で定める規定を除く。）により規定されたものをいう。

省略 第二十六号)	租税特別措置法（昭和三十二年法律 第二十六号）	省略
		この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの
<p>一　都道府県が処理することとされている第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項において準用する場合を含む。）及び第七十条の六の四第十八項の通知に関する事務</p> <p>二　市町村が処理することとされている第二十八条の四第三項第七号イ及びロ並びに第三十一条の二第二項第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十五号ニ並びに第六十三条第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十六項（第七十条</p>		

同上	同上	

の六第四十一項において準用する場合を含む。）、第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項において準用する場合を含む。）及び第七十条の六の四第十八項の通知に関する事務

省略	省略
----	----

(関税法の一部改正)

第一百五十八条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

(輸入者に対する調査の事前通知等)

第一百五条の二 国税通則法第七十四条の九（第三項及び第五項を除く。）から第七十四条の十一（第四項及び第五項を除く。）まで（納税義務者に対する調査の事前通知等・事前通知を要しない場合・調査の終了の際の手続）の規定は、税関長が、税関職員に輸入者に対し前条第一項第六号の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

省略	省略	省略	読み替えられる字句
第七十四条の九第一項	第七十四条の九第一項	省略	読み替えられる字句

の六第四十項において準用する場合を含む。）、第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項において準用する場合を含む。）及び第七十条の六の四第十八項の通知に関する事務

同上	同上
----	----

(輸入者に対する調査の事前通知等)

第一百五条の二 国税通則法第七十四条の九（第三項を除く。）から第七十四条の十一（第四項及び第五項を除く。）まで（納税義務者に対する調査の事前通知等・事前通知を要しない場合・調査の終了の際の手続）の規定は、税関長が、税関職員に輸入者に対し前条第一項第六号の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

同上	同上	同上	読み替えられる字句
同上	同上	同上	読み替えられる字句

第七十四条の十一 省略	二項 第七十四条の十一 第一第	一項 第七十四条の十一 第一第						第七十四条の十						項 第七十四条の九 第二	
		省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略		
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上	同上	同上						同上						同上		
同上																
同上																

三項

第七十四条の十一 第六項	省略	省略	省略	省略
	省略	省略	省略	省略

(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正)

第一百五十九条 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

(申告及び納付等)

第十二条 省略

2 たばこ特別税及びたばこ税の納付があつたときは、その納付に係る金額については、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定めるたばこ特別税及びたばこ税の納付があつたものとする。

一・二 省略

三 租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこ千分の四十三に相当する税額のたばこ特別税及び千分の九百五十七に相当する税額のたばこ税

(延滞税)

第十四条 省略

2 省略

3 租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る第一項の規定の適用については、同項中「千分の百三十四」と

三項

同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上

あるのは「千分の四十三」と、「千分の八百六十六」とあるのは「千分の九百五十七」とする。

4 省略

(会社更生法の一部改正)

第一百六十条 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

(法人税法等の特例)

第二百三十二条 省略

2 省略

3 更生手続開始の時に続く更生会社の事業年度又は連結事業年度の法人税並びに道府県民税、事業税及び市町村民税については、法人税法第七十一条、第八十一条の十九又は第一百四十四条の三及び地方税法第五十三条第二項、第七十二条の二十六又は第三百二十一条の八第二項の規定は、適用しない。

(企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正)

第一百六十一条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

(課税の特例)

第十九条 承認企業立地計画に従つて企業立地を行う承認企業立地事業者

であつて、同意集積区域内において指定集積業種のうち次に掲げるものに属する事業のための施設又は設備を新設したものが、当該新設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

一 国内外の厳しい競争条件のある業種であつて、その業種に属する事業に係る企業立地が地域における産業集積の形成等を特に促進するものとして政令で定めるもの

あるのは「千分の四十五」と、「千分の八百六十六」とあるのは「千分の九百五十五」とする。

4 同上

(法人税法等の特例)

第二百三十二条 同上

2 同上

3 更生手続開始の時に続く更生会社の事業年度又は連結事業年度の法人税並びに道府県民税、事業税及び市町村民税については、法人税法第七十一条（同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十一条の十九及び地方税法第五十三条第二項、第七十二条の二十六又は第三百二十一条の八第二項の規定は、適用しない。

二 その業種に属する事業に係る企業立地が地域における産業集積の形
成等に資する業種であつて、農林漁業との関連性が高いものとして政
令で定めるもの

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法
律の一部改正)

第一百六十二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律の一部を次のように改正する。

(利用範囲)

第九条 省略

2

省略

3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第一百九
七条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一
項から第三項まで、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第
二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置
法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第二十九条
の二第五項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若しくは第五項、第
三十七条の十一の三第七項若しくは第三十七条の十四第九項、第十三項
若しくは第二十五項、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七
条第二項若しくは第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇
用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条又は内国税の適正な課
税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平
成九年法律第百十号）第四条第一項若しくは第四条の三第一項その他の
法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公
共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共團
体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に
関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人
の個人番号を利用した事務を行つものとされた者は、当該事務を行つた
めに必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又
は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4 · 5 省略

(利用範囲)

第九条 同上

2

同上

3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第一百九
七条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一
項から第三項まで、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第
二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置
法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第二十九条
の二第五項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若しくは第五項、第
三十七条の十一の三第七項若しくは第三十七条の十四第九項、第十三項
若しくは第十五項、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七
条第二項若しくは第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇
用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条又は内国税の適正な課
税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平
成九年法律第百十号）第四条第一項その他の法令又は条例の規定により、
別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その
他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関によ
る第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個
人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を
行つものとされた者は、当該事務を行つたために必要な限度で個人番号を
利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、
同様とする。

4 · 5 同上

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第一百六十三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

(租税特別措置法の一部改正)

第七条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第十四項中「及び所在地」を「所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号」に改める。

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正)

第二十四条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「及び住所」を「住所」に改め、「場所。」の下に「以下この号及び」を、「同じ。」の下に「及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所。第十三号において同じ。）」を加え、同条第十三号中「及び住所」を「住所及び個人番号又は法人番号」に改める。

第三条第一項中「及び住所〔〕」を「〔住所〕に、「同じ。」を「〔同じ。〕及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所。以下この項から第四条の三までにおいて同じ。）」を「〔〕に改め、同項各号中「及び住所」を「〔住所及び個人番号又は法人番号〕」に改める。

第四条の二第一項及び第四条の三第一項中「及び住所」を「〔住所及び個人番号又は法人番号〕」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第七条 同 上

第四十条第十二項中「及び所在地」を「所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号」に改める。

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正)

第二十四条 同 上

第二条第六号中「及び住所」を「〔住所〕に、「場所。」の下に「以下この号において同じ。」及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号、次条及び第五条において同じ。）又は同法第二条第十五項に規定する法人番号（個人番号又は法人番号（同項に規定する法人番号をいう。次条において同じ。）を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所）」に改める。

第三条第一項中「及び住所〔〕」を「〔住所〕に、「同じ。」を「〔同じ。〕及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）」を「〔〕に改め、同項各号中「及び住所」を「〔住所及び個人番号又は法人番号〕」に改める。

第五条第一項中「及び住所又は居所」を「住所又は居所及び個人番号」に改める。

同上

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 前条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(以下この条において「新国外送金等調書法」という。)第二条第六号の規定は、第三号施行日以後に同条第六号の確認をする同号の口座又は勘定について適用し、第三号施行日前に前条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(以下この条において「旧国外送金等調書法」という。)第一条第六号の確認をした同号の口座又は勘定については、なお従前の例による。

2 第三号施行日の前日において旧国外送金等調書法第二条第三号に規定する金融機関の同条第六号に規定する営業所等に同号に規定する本人口座を開設し、又は設定している者は、第三号施行日から三年を経過した日(以下この項及び第五項において「三年経過日」という。)以後最初に新国外送金等調書法第三条第一項に規定する国外送金等をする日(同日において新国外送金等調書法第二条第六号に規定する個人番号(以下この項及び第五項において「個人番号」という。)を有しない者(以下この項において「番号非保有者」という。)にあっては、番号利用法の規定により同日以後に個人番号が初めて通知された日(以下この項及び第五項において「番号通知日」という。)の属する月の翌月末日)までに、政令で定めるところにより、当該金融機関の営業所等の長に、その番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードその他の財務省令で定める書類を提示して個人番号又は法人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならない。ただし、三年経過日(番号非保有者にあっては、番号通知日)までに当該本人口座が廃止された場合は、この限りでない。

4| 3 省略

新国外送金等調書法第二条第十三号の規定は、第三号施行日以後に同条第十三号の確認をする同条第九号に規定する国内証券口座について適用し、第三号施行日前に旧国外送金等調書法第二条第十三号の確認をし

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 前条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(以下この条において「新国外送金等調書法」という。)第二条第六号の規定は、第三号施行日以後に同条第六号の確認をする同号の口座又は勘定について適用し、第三号施行日前に前条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(次項において「旧国外送金等調書法」という。)第二条第六号の確認をした同号の口座又は勘定については、なお従前の例による。

2 第三号施行日の前日において旧国外送金等調書法第二条第三号に規定する金融機関の同条第六号に規定する営業所等に同号に規定する本人口座を開設し、又は設定している者は、第三号施行日から三年を経過した日(以下この項において「三年経過日」という。)以後最初に新国外送金等調書法第三条第一項に規定する国外送金等をする日(同日において新国外送金等調書法第二条第六号に規定する個人番号(以下この項及び第五項において「個人番号」という。)を有しない者(以下この項において「番号非保有者」という。)にあっては、番号利用法の規定により同日以後に個人番号が初めて通知された日(以下この項及び第五項において「番号通知日」という。)の属する月の翌月末日)までに、政令で定めるところにより、当該金融機関の営業所等の長に、その番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードその他の財務省令で定める書類を提示して個人番号又は法人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならない。ただし、三年経過日(番号非保有者にあっては、番号通知日)までに当該本人口座が廃止された場合は、この限りでない。

3 同上

た同条第九号の国内証券口座（第六項において「国内証券口座」という。）については、なお従前の例による。

5 第三号施行日の前日において旧国外送金等調書法第二条第十三号に規定する金融商品取引業者等の営業所等に同号に規定する本人証券口座を開設している者は、三年経過日以後最初に新国外送金等調書法第四条の二第一項に規定する国外証券移管等の依頼をする日（同日において個人番号を有しない者（以下この項において「番号非保有者」という。）にあつては、番号通知日の属する月の翌月末日）までに、政令で定めるところにより、当該金融商品取引業者等の営業所等の長に、その者の第二項に規定する財務省令で定める書類を提示して個人番号又は法人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならない。ただし、三年経過日（番号非保有者にあつては、番号通知日）までに当該本人証券口座が廃止された場合は、この限りでない。

6 前項本文の場合において、同項の本人証券口座を開設する者が同項に規定する国外証券移管等の依頼をする日までに同項の確認を受けないとときは、同日以後は、当該本人証券口座である国内証券口座は、新国外送金等調書法第二条第十三号に規定する本人証券口座に該当しないものとして、新国外送金等調書法の規定を適用する。

7 省略

（罰則の適用に関する経過措置）

第一百六十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にして、行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第一百六十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。